



島根県報

平成16年 3 月30日 (火)
号外 第 38 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

規 則

島根県行政権限委任規則の一部を改正する規則

(人 事 課)

公布された条例等のあらまし

行政権限委任規則の一部を改正する規則 (規則第25号)

1 規則の概要

(1) 知事に属する次の権限を新たに地方機関の長に委任することとした。

ア 使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく次の権限

- (ア) 引取業者若しくはフロン類回収業者又は解体業者若しくは破砕業者に対し、指導及び助言をすること。
- (イ) 関連事業者に対し、引取り若しくは引渡し又は再資源化に必要な行為をすべき旨の勧告をすること。
- (ウ) フロン類回収業者に対し、フロン類の回収又は運搬に関する基準を遵守すべき旨の勧告をすること。
- (エ) 関連事業者に対し、勧告に係る措置をとることを命ずること。
- (オ) 関連事業者に対し、必要な措置を講ずることを勧告をすること。
- (カ) 関連事業者に対し、勧告に係る措置をとることを命ずること。
- (キ) 関連事業者に対し、報告をさせること。
- (ク) 立入検査をすること。

イ 里親が行う養育に関する最低基準に基づく次の権限

養育を継続し、再委託すること。

ウ 島根県立農業大学校条例に基づく次の権限

入学者等を決定し、授業料の減免を決定すること。

エ 島根県花振興センター条例に基づく次の権限

- (ア) 公園の施設等の使用を許可すること。
- (イ) 許可に条件を付すること。
- (ウ) 使用料を減免すること。
- (エ) 指定管理者に対して報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすること。
- (オ) 開園時間の変更を承認し、休園日に開園し、又は臨時に休園することを承認すること。
- (カ) 管理をしなくなる公園等の原状を回復しないことを承認すること。

オ 島根県花振興センター条例施行規則に基づく次の権限

- (ア) 使用料の納付の後納を認めること。
- (イ) 使用料減免申請書及び使用料還付請求書を受理すること。

- (ウ) 遵守事項を定めること。
- (エ) 損壊等の届出を受理し、指示すること。
- カ 島根県立畜産試験場の飼料分析に関する規則に基づく次の権限
飼料分析申込書を受理し、飼料分析結果通知書を交付すること。
- キ 島根県立産業高度化支援センター条例に基づく次の権限
 - (ア) 施設等の使用を承認すること。
 - (イ) 承認に条件を付すこと。
 - (ウ) 使用承認期間を更新すること。
 - (エ) 施設等の使用の承認を取り消し、承認に付した条件を変更し、又は使用の中止を命令すること。
 - (オ) 使用料を減免し、使用料の全部又は一部を還付すること。
 - (カ) 創業準備室等又は先端技術開発室の改造等の承認をすること。
- ク 島根県立産業高度化支援センター条例施行規則に基づく次の権限
 - (ア) センターの利用を制限すること。
 - (イ) 施設使用承認申請書、付属設備等使用承認申請書、使用変更承認申請書、使用承継承認申請書、使用承認期間更新申請書、使用料減免申請書、使用辞退届出書、使用料還付請求書、改造等承認申請書、使用終了事前届出書及び使用休止等の届出を受理すること。
 - (ウ) 使用承認書及び改造等承認書を交付すること。
 - (エ) 使用の承継を承認すること。
 - (オ) 使用承認書に変更、承継、更新又は減免に係る事項を記載して返付すること。
 - (カ) 必要と認める納付時期を定めること。
 - (キ) 改造等の完了の届出、使用終了届出書を受理し点検すること。
 - (ク) 事業の報告を受けること。
 - (ケ) センター内で寄付金の募集等を行うことを許可すること。
 - (コ) 施設又は設備を損壊し、又は滅失したときの届出を受理し指示すること。
 - (サ) 電気設備、電話設備等の使用料を定めること。
- ケ 宍道湖流域下水道管理事務所に係る各種法律等に基づく次の権限
 - (ア) エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づきエネルギー管理員の選任又は解任の届出、中長期的な計画の提出及び定期の報告をすること。
 - (イ) 消防法に基づき危険物の取扱者を届け出ること。
 - (ウ) ダイオキシン類対策特別措置法に基づき測定の結果を報告すること。
 - (エ) 電気事業法に基づき電気主任技術者の選任又は解任の届出をすること。
 - (オ) 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律に基づき排出量を届け出ること。
 - (カ) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に基づき届出事項の変更を届け出ること。
 - (キ) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則に基づき報告をすること。

(2) その他所要の改正

2 施行期日

平成16年4月1日から施行することとした。ただし、アの(キ)及び(ク)については平成16年7月1日から、アの(ア)から(カ)までについては平成17年1月1日から施行することとした。

規 則

行政権限委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年 3 月30日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第25号

行政権限委任規則の一部を改正する規則

行政権限委任規則（昭和31年島根県規則第14号）の一部を次のように改正する。

別表支庁の部主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の項を削り、同部土地改良法の項の次に次のように加える。

島根県土地改良財産の処分に関する条例（昭和37年島根県条例第 5 号）

1 第 5 条の規定により、同条第 2 号及び第 3 号に掲げる場合について承認すること。

別表支庁の部海岸法の項第11号中「第38条の 2 」を「第38条の 2 第 1 項」に、「第 8 号及び第 9 号」を「第11号及び第 12号」に改め、同号を同項第14号とし、同項中第 8 号から第10号までを 3 号ずつ繰り下げ、第 7 号を第 9 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

10 第30条の規定により、兼用工作物の管理に要する費用の負担について他の工作物の管理者と協議して定めること。

別表支庁の部海岸法の項第 6 号中「第18条第 1 項」の次に「、第 2 項」を加え、「占用する」を「占有する」に、「通知」を「通知等」に改め、同号を同項第 8 号とし、同項第 5 号の次に次の 2 号を加える。

6 第15条の規定により、兼用工作物（道路を兼ねる堤防に限る。第10号において同じ。）の工事等について協議すること。

7 第16条第 1 項の規定により、工事原因者に工事の施行等をさせること。

別表支庁の部海岸保全区域の占用等に関する規則の項第 1 号中「（支庁長の権限に属するものに限る。）」を削り、同部森林法の項第 5 号を次のように改める。

5 第34条の 2 第 4 項（第34条の 3 第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による市町村長への通知

別表支庁の部森林法の項に次の 1 号を加える。

6 第34条の 3 第 1 項の規定による届出の受理

別表支庁の部建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の項第 1 号中「第43条」を「第43条第 1 項」に改め、同部道路法の項第16号中「第47条の 2 」を「第47条の 2 第 1 項」に改め、同部島根県道路管理規則の項中第 9 号を第10号とし、第 6 号から第 8 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 5 号の次に次の 1 号を加える。

6 第 7 条の規定により、道路占用料還付申請書を受理すること。

別表支庁の部河川法の項第 2 号中「第15号」を「第19号」に改め、同項第20号を同項第25号とし、同項第19号中「第 3 号、第 5 号から第 9 号まで及び第14号」を「第 4 号、第 6 号から第10号まで及び第14号から第18号まで」に改め、同号を同項第24号とし、同項第18号中「第 3 号、第 5 号から第 9 号まで及び第14号」を「第 4 号、第 6 号から第10号まで及び第 14号から第18号まで」に改め、同号を同項第23号とし、同項第17号中「第 2 項」の次に「、第 3 項」を加え、同号を同項第22号とし、同項第16号を同項第21号とし、同項第15号中「第 3 号の承認及び第 5 号から第 8 号まで」を「第 4 号、第 10 号及び第14号の承認並びに第 6 号から第 9 号まで及び第15号から第18号まで」に改め、同号を同項第20号とし、同項第14号中「協議を受ける」を「他の工作物の管理者と協議して定める」に改め、同号を同項第19号とし、同項第13号を同項第 14号とし、同号の次に次の 4 号を加える。

15 第55条第 1 項の規定により、河川保全区域内における同項各号のいずれかに掲げる行為を許可すること。

16 第57条第 1 項の規定により、河川予定地における同項各号のいずれかに掲げる行為を許可すること。

17 第58条の 4 第 1 項の規定により、河川保全立体区域内における同項各号のいずれかに掲げる行為を許可すること。

18 第58条の6第1項の規定により、河川予定立体区域内における同項各号のいずれかに掲げる行為を許可すること。
別表支庁の部河川法の項第12号中「及び第57条第3項」を「、第57条第3項、第58条の4第2項及び第58条の6第3項」に改め、同号を同項第13号とし、同項中第4号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、同項第3号中「第5号から第8号まで」を「第6号から第9号まで及び第15号から第18号まで」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

3 第18条の規定により、工事原因者に工事の施行等を行わせること。

別表支庁の部島根県港湾施設条例の項第1号を次のように改める。

1 第3条第1項の規定により、港湾施設の利用を許可すること（港湾法第46条又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条に該当するもの及び国土交通省港湾局長との協議を要するものを除く。次号において同じ。）。

別表支庁の部島根県港湾施設条例の項第3号を同項第4号とし、同項第2号中「第5条」を「第5条第2項」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

2 第3条第3項の規定により、同条第1項の許可に条件を付すること。

別表支庁の部島根県港湾施設条例施行規則の項第1号中「第2条」を「第2条第1項又は第2項」に改め、同項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

2 第2条第4項の規定により、変更許可申請書を受理すること。

別表支庁の部土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の項第8号中「第17条」を「第17条第1項又は第2項」に改め、同部都市計画法の項第1号中「第2号」を「第2項」に改め、同項第4号中「第36条の規定による」を「第36条第1項又は第2項の規定により、」に改め、同部その他の事務の項第5号を次のように改める。

5 県が所有する土地改良財産の改築工事の承認

別表保健所の部歯科衛生士法の項第1号中「第7条第3項」を「第6条第3項」に改め、同部柔道整復師法の項第1号中「第18条」を「第18条第1項」に改め、「指示」の次に「及び同条第2項の規定による当該指示に関する意見の聴取」を加え、同部薬事法施行令の項中第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

1 第1条の2の規定による総取扱処方せん数の届出の受理

別表保健所の部薬事法施行規則の項を削り、同部有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律の項第1号中「第7条」を「第7条第1項」に改め、同部原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令の項第1号中「第13条の3」を「第16条」に、「第12条の3」を「第12条」に改め、同項第2号中「第13条の3」を「第16条」に、「第12条の4」を「第13条」に改め、同部原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則の項第1号中「第5条第1項」を「第7条第1項」に改め、同項第2号中「第9条」を「第9条第1項」に改め、同部島根県産業廃棄物の処理に関する指導要綱の項を次のように改める。

島根県産業廃棄物の処理に関する指導要綱（平成5年島根県告示第276号）

1 第22条第1項の規定により、必要な措置をとるよう指導をすること（第3章に係るものに限る。以下この項において同じ。）。

2 第22条第2項の規定により、同条第1項の規定による指導に従うよう勧告をすること。

3 第22条第3項の規定により、必要な措置をとること。

別表保健所の部島根県産業廃棄物の処理に関する指導要綱の項の次に次のように加える。

使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）

1 第19条の規定により、関連事業者に対し、指導及び助言をすること。

2 第20条第1項の規定により、関連事業者に対し、第19条に規定する引取り若しくは引渡し又は再資源化に必要な行為をすべき旨の勧告をすること。

3 第20条第2項の規定により、フロン類回収業者に対し、フロン類の回収又は運搬に関する基準を遵守すべき旨の勧

告をすること。

- 4 第20条第3項の規定により、関連事業者に対し、同条第1項又は第2項の勧告に係る措置をとることを命ずること。
- 5 第90条第1項の規定により、関連事業者に対し、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすること。
- 6 第90条第3項の規定により、関連事業者に対し、同条第1項の勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。
- 7 第130条第1項の規定により、関連事業者に対し、使用済自動車等の引取り等の実施の状況に関する報告をさせること。
- 8 第131条第1項の規定により、立入検査をすること。

別表保健所の部ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の項第2号中「第16条」を「第16条第1項」に改め、同項第4号中「第18条」を「第18条第1項」に改め、同部食品衛生法施行条例の項第1号中「第4条」を「第4条第1項」に改め、同部食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律の項第4号中「第15条」を「第15条第1項から第4項まで」に改め、同部化製場等に関する法律の項第7号中「第7条第1項」を「第7条」に改め、同部危険な動物の飼養及び保管に関する条例の項第11号中「第21条」を「第21条第1項」に改め、同部大気汚染防止法の項第10号中「第18条の6」を「第18条の6第1項又は第3項」に改め、同項第13号中「第18条の15」を「第18条の15第1項又は第2項」に改める。

別表児童相談所の部児童福祉法の項第10号を削り、同項第11号中「第50条第5号の2、第7号」を「第50条第7号」に改め、同号を同項第10号とし、同項第12号中「第63条の2」を「第63条の2第1項又は第2項」に改め、同号を同項第11号とし、同項第13号中「第63条の3」を「第63条の3第1項」に改め、同号を同項第12号とし、同部児童福祉法施行令の項第1号中「第9条の6」を「第30条」に改め、同項第2号中「第9条の10」を「第34条」に改め、同部児童虐待の防止等に関する法律の項の次に次のように加える。

里親が行う養育に関する最低基準（平成14年厚生労働省令第116号）

- 1 第16条第2項の規定により、養育の継続の決定をすること。
- 2 第18条第3項の規定により、養育の継続の決定をすること。
- 3 第19条第1号又は第2号の規定により、再委託の決定をすること。

別表農林振興センターの部主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の項を削り、同部土地改良法の項の次に次のように加える。

島根県土地改良財産の処分に関する条例

- 1 第5条の規定により、同条第2号及び第3号に掲げる場合について承認すること。

別表農林振興センターの部森林法の項第5号中「第34条の2第4項」の次に「（第34条の3第2項において準用する場合を含む。）」を加え、同項に次の1号を加える。

- 6 第34条の3第1項の規定による届出の受理

別表農林振興センターの部その他の事務の項第5号を次のように改める。

- 5 県が所有する土地改良財産の改築工事の承認

別表農林振興センターの部の次に次のように加える。

農業大学校

島根県立農業大学校条例（昭和57年島根県条例第33号）

- 1 第5条の規定により、入学者等を決定すること。
- 2 第8条第1項の規定により、授業料の減免を決定すること。
- 3 第8条第3項の規定により、授業料の減免を決定すること。

花振興センター

島根県花振興センター条例（平成15年島根県条例第74号）

- 1 第4条第1項の規定により、公園の施設等の使用を許可すること。
- 2 第4条第3項の規定により、同条第1項の許可に条件を付すること。
- 3 第5条の規定により、第4条第1項の許可を取り消し、又は許可に付した条件を変更すること。
- 4 第7条の規定により、使用料を減免すること（島根県花振興センター条例施行規則（平成15年島根県規則第107号）第3条第1項第5号に係るものを除く。）。
- 5 第14条の規定により、指定管理者に対して報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすること。
- 6 第16条ただし書の規定により、開園時間の変更を承認すること。
- 7 第17条ただし書の規定により、休園日に開園し、又は臨時に休園することを承認すること。
- 8 第20条ただし書の規定により、管理をしなくなる公園等の原状を回復しないことを承認すること。

島根県花振興センター条例施行規則

- 1 第2条ただし書の規定により、使用料の納付を後納とすることを認めること。
- 2 第3条第2項の規定により、使用料減免申請書を受理すること。
- 3 第4条の規定により、使用料還付請求書を受理すること。
- 4 第5条第5号の規定により、遵守事項を定めること。
- 5 第8条の規定により、損壊等の届出を受理し、指示すること。

別表家畜保健衛生所の部家畜伝染病予防法の項第3号及び第4号中「第30条第2項」を「第31条第2項」に改め、同項第5号中「第29条」を「第30条」に改め、同項第11号中「第30条第1項」を「第31条第1項」に改め、同部の次に次のように加える。

畜産試験場

島根県立畜産試験場の飼料分析に関する規則（平成16年島根県規則第44号）

- 1 第3条第1項の規定により、飼料分析申込書を受理すること。
- 2 第4条の規定により、飼料分析結果通知書を交付すること。

別表浜田商工労政事務所の部を削る。

別表産業技術センターの部島根県産業技術センター条例施行規則の項の次に次のように加える。

島根県立産業高度化支援センター条例（平成13年島根県条例第18号）

- 1 第4条第1項の規定により、施設等の使用又は承認事項の変更を承認すること（産業技術センターの所掌に属するものに限る。以下この項において同じ。）。
- 2 第4条第5項の規定により、同条第1項の承認に条件を付すること。
- 3 第5条第1項の規定により、第4条第3項の使用承認期間を更新すること。
- 4 第6条の規定により、第4条第1項の承認を取り消し、承認に付した条件を変更し、又は使用の中止を命ずること。
- 5 第8条の規定により、使用料を減免すること。
- 6 第9条ただし書の規定により、使用料の全部又は一部を還付すること。
- 7 第13条の規定により、同条各号に掲げる行為を承認すること。
- 8 第13条第4号の規定により、その他の行為を定めること。
- 9 第14条第4号の規定により、その他の費用を定めること。
- 10 別表の備考第5号の規定により、駐車場のうち指定駐車場の区画を指定すること。

島根県立産業高度化支援センター条例施行規則（平成13年島根県規則第9号）

- 1 第2条の規定により、センターの利用を制限すること（産業技術センターの所掌に属するものに限る。以下この項において同じ。）。
- 2 第4条第1項第5号の規定により、その他必要と認める書類を定めること。

- 3 第 5 条の規定により、使用承認書を交付すること。
- 4 第 6 条第 2 項の規定により、使用承認書に変更に係る事項を記載して返付すること。
- 5 第 7 条第 1 項の規定により、使用承継承認申請書を受理すること。
- 6 第 7 条第 2 項の規定により、使用の承継を承認すること。
- 7 第 7 条第 3 項の規定により、使用承認書に承継に係る事項を記載して返付すること。
- 8 第 8 条第 1 項第 4 号の規定により、その他必要と認める書類を定めること。
- 9 第 8 条第 2 項の規定により、使用承認書に更新に係る事項を記載して返付すること。
- 10 第10条第 3 項の規定により、必要と認める納付時期を定めること。
- 11 第11条第 2 項の規定により、使用承認書に減免に係る事項を記載して返付すること。
- 12 第12条第 1 項の規定により、使用辞退届出書を受理すること。
- 13 第14条第 2 項の規定により、使用料還付請求書を受理すること。
- 14 第15条第 2 項の規定により、改造等承認書を交付すること。
- 15 第15条第 3 項の規定により、改造等の完了の届出を受理し、点検すること。
- 16 第16条の規定により、事業の報告を受けること。
- 17 第17条第 2 項の規定により、使用終了の届出を受理し、点検すること。
- 18 第17条第 3 項の規定により、使用終了事前届出書を受理すること。
- 19 第18条第 3 号の規定により、センター内で寄附金の募集等を行うことを許可すること。
- 20 第18条第 8 号の規定により、その他の事項を定めること。
- 21 第19条第 1 項の規定により、施設又は設備の損壊又は滅失の届出を受理し、指示すること。
- 22 第19条第 2 項の規定により、同項各号に掲げる事項の届出を受理すること。
- 23 別表第 1 の 1 の表の電気設備及び電話設備の使用料並びに別表第 1 の 2 の表の設備の使用料を定めること。

別表土木建築事務所及び土木事務所の部建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の項第 1 号中「第43条」を「第 43 条第 1 項」に改め、同部道路法の項第16号中「第47条の 2 」を「第47条の 2 第 1 項」に改め、同部島根県道路管理規則の項中第 9 号を第10号とし、第 6 号から第 8 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 5 号の次に次の 1 号を加える。

- 6 第 7 条の規定により、道路占用料還付申請書を受理すること。

別表土木建築事務所及び土木事務所の部河川法の項第 2 号中「第15号」を「第19号」に改め、同項第20号を同項第25号とし、同項第19号中「第 3 号、第 5 号から第 9 号まで及び第14号」を「第 4 号、第 6 号から第10号まで及び第14号から第18号まで」に改め、同号を同項第24号とし、同項第18号中「第 3 号、第 5 号から第 9 号まで及び第14号」を「第 4 号、第 6 号から第10号まで及び第14号から第18号まで」に改め、同号を同項第23号とし、同項第17号中「第 2 項」の次に「、第 3 項」を加え、同号を同項第22号とし、同項第16号を同項第21号とし、同項第15号中「第 3 号の承認及び第 5 号から第 8 号まで」を「第 4 号、第10号及び第14号の承認並びに第 6 号から第 9 号まで及び第15号から第18号まで」に改め、同号を同項第20号とし、同項第14号中「協議を受ける」を「他の工作物の管理者と協議して定める」に改め、同号を同項第19号とし、同項第13号を同項第14号とし、同号の次に次の 4 号を加える。

- 15 第55条第 1 項の規定により、河川保全区域内における同項各号のいずれかに掲げる行為を許可すること。
- 16 第57条第 1 項の規定により、河川予定地における同項各号のいずれかに掲げる行為を許可すること。
- 17 第58条の 4 第 1 項の規定により、河川保全立体区域内における同項各号のいずれかに掲げる行為を許可すること。
- 18 第58条の 6 第 1 項の規定により、河川予定立体区域内における同項各号のいずれかに掲げる行為を許可すること。

別表土木建築事務所及び土木事務所の部河川法の項第12号中「及び第57条第 3 項」を「、第57条第 3 項、第58条の 4 第 2 項及び第58条の 6 第 3 項」に、「受ける」を「受理する」に改め、同号を同項第13号とし、同項中第 4 号から第11号までを 1 号ずつ繰り下げ、同項第 3 号中「の施行」を削り、「第 5 号から第 8 号まで」を「第 6 号から第 9 号まで及び第15号から第18号まで」に改め、同号を同項第 4 号とし、同項第 1 号の次に次の 1 号を加える。

3 第18条の規定により、工事原因者に工事の施行等を行わせること。

別表土木建築事務所及び土木事務所の部海岸法の項第11号中「第38条の2」を「第38条の2第1項」に、「第8号及び第9号」を「第11号及び第12号」に改め、同号を同項第14号とし、同項中第8号から第10号までを3号ずつ繰り下げ、第7号を第9号とし、同号の次に次のように加える。

10 第30条の規定により、兼用工作物の管理に要する費用の負担について他の工作物の管理者と協議して定めること。

別表土木建築事務所及び土木事務所の部海岸法の項第6号中「第18条第1項」の次に「、第2項」を加え、「通知」を「通知等」に改め、同号を同項第8号とし、同項第5号の次に次の2号を加える。

6 第15条の規定により、兼用工作物（道路を兼ねる堤防に限る。第10号において同じ。）の工事等について協議すること。

7 第16条第1項の規定により、工事原因者に工事の施行等をさせること。

別表土木建築事務所及び土木事務所の部島根県港湾施設条例の項第1号を次のように改める。

1 第3条第1項の規定により、港湾施設の利用を許可すること（港湾法第46条又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条に該当するもの及び国土交通省港湾局長との協議を要するものを除く。次号において同じ。）。

別表土木建築事務所及び土木事務所の部島根県港湾施設条例の項第3号を同項第4号とし、同項第2号中「第5条」を「第5条第2項」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

2 第3条第3項の規定により、同条第1項の許可に条件を付すること。

別表土木建築事務所及び土木事務所の部島根県港湾施設条例施行規則の項第1号中「第2条」を「第2条第1項又は第2項」に改め、同項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

2 第2条第4項の規定により、変更許可申請書を受理すること。

別表土木建築事務所及び土木事務所の部土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の項第8号中「第17条」を「第17条第1項又は第2項」に改め、同部都市計画法第4号中「第36条の規定による」を「第36条第1項又は第2項の規定により、」に改め、同部都市公園法の項第5号を削り、同部島根県立都市公園条例の項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

5 第7条第3項の規定により、占用料等の減免をすること（土木建築事務所長の権限に属するものに限る。）。

別表高規格道路事務所の部の次に次のように加える。

宍道湖流域下水道管理事務所

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）

1 第10条の2第3項の規定により、経済産業大臣にエネルギー管理員の選任又は解任の届出をすること。

2 第10条の3第1項の規定により、中長期的な計画を作成し、主務大臣に提出すること。

3 第11条の規定により、主務大臣に定期の報告をすること。

消防法（昭和23年法律第186号）

1 第13条第2項の規定により、危険物保安監督者の選任又は解任の届出をすること。

ダイオキシン類対策特別措置法

1 第28条第3項の規定により、測定の結果を報告すること。

電気事業法（昭和39年法律第170号）

1 第43条第3項の規定により、経済産業大臣に電気主任技術者の選任又は解任の届出をすること。

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号）

1 第5条第2項の規定により、主務大臣に排出量及び移動量に関し主務省令で定める事項の届出をすること。

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）

1 第3条の2第2項の規定により、文部科学大臣に届出事項の変更の届出をすること。

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（昭和35年総理府令第56号）

- 1 第39条第 3 項の規定により、報告書を作成し、文部科学大臣に提出すること。

附 則

この規則は、平成16年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表保健所の部島根県産業廃棄物の処理に関する指導要綱の項の次に使用済自動車の再資源化等に関する法律の項を加える改正規定（第 7 号及び第 8 号に限る。）は平成16年 7 月 1 日から、同表保健所の部島根県産業廃棄物の処理に関する指導要綱の項の次に使用済自動車の再資源化等に関する法律の項を加える改正規定（第 7 号及び第 8 号を除く。）は平成17年 1 月 1 日から施行する。

